

福山市補助金適正化ガイドライン

福山市

2025年(令和7年)3月

目次

1	ガイドライン策定の趣旨	1
2	5つの基本的視点	1
3	補助金の体系別分類	2
	（1）団体運営費補助金、施設運営費補助金	2
	（2）政策誘導補助金	2
	（3）イベント補助金	3
	（4）施設設置補助金	3
	（5）利子補給補助金	3
	（6）扶助的補助金	3
	（7）国・県等の制度に基づく補助金	4
4	補助金の制度設計	4
	（1）補助目的	4
	（2）補助対象経費	4
	（3）補助率	5
	（4）補助交付先の選定	6
	（5）補助金の終期	6
5	補助金の検証・見直し	6
	（1）実績報告	6
	（2）検証・見直し	7
	（3）PDCA サイクル	8
6	補助金の交付要綱	8

1 ガイドライン策定の趣旨

補助金の支出は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規定(「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」)を法的根拠として行っており、本市では、補助金交付手続に関する基本的事項を福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号)に規定するとともに、個々の補助金の目的、対象事業、対象者、要件等について個別の補助金交付要綱において定めることで、予算執行の適正化を図っています。

補助金は、行政が公益性を認めた事務・事業に対する財政的な支援であり、行政を補完し、政策目的を効率的に実現する手段として重要な機能を果たす一方、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されるとその効果等の評価・検証が十分に行われないまま継続され、長期化・固定化しやすいという側面を持っています。

こうした中、令和5年度に実施された包括外部監査における指摘・意見も踏まえ、本市の補助金に対する統一的な考え方を明確にするとともに、検証・見直しを継続的に実施することで、補助金の適正化を図っていくため、本ガイドラインを策定するものです。

～本ガイドラインの対象～

本ガイドラインは、歳出予算第18節「負担金補助及び交付金」のうち、「補助金」として整理されるものを対象としており、「負担金」及び「交付金」は対象外です。

また、「補助金」のうち、次に掲げるものは対象外とします。

○国・県等の制度に基づく補助金のうち、法令等により補助の実施が義務付けられ、実施について市の裁量の余地がないもの

○利子補給補助金のうち、債務負担行為に基づくもの

2 5つの基本的視点

次の5つを基本的視点とし、事務事業評価や予算査定等を通じて、補助金の適正化を図っていくこととします。

視 点	内 容
① 公益性	・補助金の目的及び内容は、客観的に見て明確な公益性が認められるか。 ・補助金の効果が広く市民の利益に寄与するものか。
② 必要性	・官民の役割分担の観点から、行政が補助をする必要があるか。
③ 公平性	・補助交付先の募集・選定を適正・公平に実施しているか。 ・同種・同規模の補助や交付先の間で補助金額は公平か。 ・補助交付先が特定の団体等に固定され、既得権益化していないか。

④ 妥当性	・補助金額、補助率、補助対象経費等は適切かつ妥当か。 ・国・県等との協調事業については、負担割合が妥当か。 ・他市の同様の補助事業と比較し、均衡を欠いていないか。
⑤ 有効性	・委託や直接執行ではなく、補助によることが最適な手法といえるか。 ・補助事業の目的に合致した成果、期待された効果が上がっているか。 ・補助金額に見合う費用対効果が上がっているか。

3 補助金の体系別分類

補助金の区分については、福山市補助金交付規則第2条において、次のように規定されています。

○資金援助補助金…行事その他団体の運営に必要な経費に充てる目的で交付する補助金

○施設設置等補助金…施設を設置し、又は機具を購入する等の事業の経費に充てる目的で
交付する補助金

この2つの区分をもとに、支出の目的や性質によって、次のように分類されます。

分 類	内 容
資金援助補助金	
団体運営費補助金	特定の団体の運営に必要な経費に対する補助
施設運営費補助金	施設の運営に必要な経費に対する補助
施設設置等補助金	
政策誘導補助金	市が政策的に誘導する目的で特定の事業に対して行う補助(※)
イベント補助金	イベントや各種大会等の開催・参加に対する補助
施設設置補助金	施設の建設・修繕、設備投資など、固定資産形成に対する補助
利子補給補助金	借入金の償還時に発生する利子相当分に対する補助
扶助的補助金	生活困難者等の支援が必要な方、福祉向上の観点から行う補助

※ 他の区分に分類されないもの

(1) 団体運営費補助金、施設運営費補助金

団体又は施設の運営のために交付する補助金で、使途が限定されていないものをいいます。

補助金による成果が分かりにくいことから、検証・見直しが十分に行われないまま継続されやすく、また、補助金への依存度が高まることで、団体の自主性・自立性を阻害するおそれがあるという側面を持っています。毎年度、団体の財務状況を決算関係書類などで確認し、補助金に依存する構造になっていないか、補助金額以上の繰越金等の余剰資金を有していないか、団体が自立性を高めるための取組を行っているか等を確認した上で、市が補助を継続する意義・必要性を十分に検討する必要があります。

(2) 政策誘導補助金

市の政策を強力に推進するため、特定の事業(活動)に対し、インセンティブを与えるため補助

をするものをいいます。

長期的な市の政策方針を実現するために実施するものもあるため、妥当性の検証が難しく、結果として、現在の制度が普遍的なものとなる可能性があります。しかしながら、補助金である以上、妥当性の検証は必要であり、社会情勢や市民ニーズを常に把握するとともに、他市の状況も調査・研究する中で、その効果も踏まえ、見直しを行っていく必要があります。

(3) イベント補助金

イベントや各種大会等の開催・参加に対し、補助をするものをいい、毎年度開催されるもの、数年に一度、あるいは単年度限りのものがあります。

補助をする目的や範囲を明らかにするとともに、毎年度開催されるものについては参加者の人数・関心・動向等の実態、地域のニーズ等を把握した上で、目的に沿った効果が得られるよう、定期的に検証する必要があります。また、開催主体である団体等は、寄附金・協賛金を募る、参加料・販売イベント出店料を見直すなど、自ら自主財源を確保するよう努力する必要がある点に留意し、市からの補助金に頼らずに財政的に自立した運営ができるよう改善に努めた上で、最低限必要な支援を行うよう留意することが必要です。

(4) 施設設置補助金

施設の建設・修繕、設備投資など、固定資産形成に対して補助をするものをいいます。

補助金により形成された固定資産は、長期にわたって地域住民や利用者へ恩恵をもたらすものである一方、建設費に充当されるため高額になる傾向があります。このため、補助対象とする事業の基準や対象経費、単価等を精査し、華美な固定資産形成に繋がらないよう留意する必要があります。また、補助金により形成された財産については、福山市補助金交付規則第16条において「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」と規定されており、その処分には制限がかかることに留意が必要です。

(5) 利子補給補助金

設備投資等に伴う借入金の償還時に発生する利子相当分に対し、補助をするものをいいます。

債務負担行為を設定し、将来にわたり団体等の債務を保証するため、将来的な本市の財政事情にも影響を及ぼすこととなります。このため、高金利時代の償還分に対しては、借換えを行うことが可能かどうかを検討し、可能な場合には、現行の貸付利率による将来負担額と借換え後の貸付利率による将来負担額(借換えに伴う手数料も勘案する。)を比較し、有利な場合には、補助事業者に対し、借換えを促すことが必要です。また、金融市場が低金利な場合には、そもそも利子を補給する必要があるかどうかについても検討する必要があります。

(6) 扶助的補助金

弱者救済や福祉向上の観点から補助をするものをいいます。扶助的補助金は、一旦創設されると、社会情勢の変化により補助制度の意義が失われた場合でも、廃止すること自体が困難となる側面があるため、制度創設の際には慎重に検討することが必要です。

(7) 国・県等の制度に基づく補助金

(1)～(6)の各補助金のうち、国・県等と協調し、国・県等から財源を受けて市が直接又は間接的に補助するものや、国・県等の制度で補助率等が定められているものをいいます。

国・県等と協調した補助金は、国・県等との負担割合が妥当なものとなるよう、制度設計をする必要があります。また、国・県等の補助制度が終了した場合には、市の補助金も廃止することを基本とし、仮に市単独事業として継続する場合には、その必要性や効果を十分に検討する必要があります。同様に、法令や国の基準等に定められた市の負担義務を超えて、補助率を上乗せする、補助対象を拡大するといった「上乗せ・横出し補助」を市単独で行う場合についても、必要性や効果の十分な検討が必要です。

4 補助金の制度設計

(1) 補助目的

補助金の公益性・必要性を担保するため、補助をする目的を具体的かつ明確にするとともに、補助金交付要綱に明記することが必要です。

(2) 補助対象経費

補助対象事業における支出の一切を補助対象経費とするのではなく、補助目的に照らし、事業の実施に真に必要な経費に限るとともに、補助金交付要綱に明記する必要があります。例えば、「市長が(特に)認める経費」、「市長が(特に)認める場合」又は「その他市長が(特に)認める事業」のような規定は、原則として認められません。補助対象経費に含める必要があるものが新たに生じた場合には、その都度、要綱の改正を行うようにしてください。

ア 人件費

「人件費」を補助対象経費とする場合は、公益性等について十分に検討を行うとともに、その金額の水準が、社会通念上妥当なものとなるよう留意する必要があります。

イ 旅費

「旅費」については、研修・視察等に伴うものが想定されますが、補助対象経費として認められる旅行は、補助対象事業の実施に当たって真に必要なものに限られるべきであり、旅行目的を明確にする必要があります。また、旅費を算定する際の基準も必要です。

ウ 食糧費

「食糧費」を補助対象経費とする場合は、人件費と同様に、公益性等について十分に検討を行うとともに、その金額の水準が、社会通念上妥当なものとなるよう留意する必要があります。なお、補助事業者である団体等の構成員に対する食糧費を補助対象経費とすることは、昨今の社会情勢等を考慮すると、市民の理解が得られないものと考えられます。

エ 備品購入費

「備品購入費」については、補助対象事業の実施に当たって真に必要なものに限られるべき

であり、補助事業者である団体等が補助金を財源として取得した備品については、適正な維持管理の観点から、「備品台帳」や「財産目録」を整備させる必要があります。加えて、財産の現状確認や使用状況等の確認のため、団体等に対し、必要に応じて監査等を実施し、問題があれば適正な維持管理に向けて指導することが必要です。

補助金により形成された財産については、福山市補助金交付規則第16条において「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」と規定されており、その処分には制限がかかることに留意が必要です。

オ その他の経費

補助対象事業の実施と直接関係がないと考えられる経費を補助対象経費とすることは、原則として認められません。

また、記念品・参加賞等の物品を補助対象経費とする場合は、補助対象事業の実施において、その目的の達成のために、真に必要なものに限られるべきです。加えて、補助対象経費となる物品の金額水準は、社会通念上妥当なものとなるよう留意する必要があります。

～補助対象外とすべき経費の例～

慶弔費、交際費、懇親会費など、公益的な事業に直接結びつかないもの

(3) 補助率

補助金の制度設計をするに当たっては、これまでに述べた「補助目的」「補助対象経費」と併せて、補助金額に直接影響する「補助率」が制度の根幹部分の一つといえます。

本市においては、補助金が基本的に補助事業者の主体的な活動(事業)等に対する支援であるという性質から、補助率は、原則として、補助対象経費の2分の1以下とします。補助率が2分の1を超える補助金は、その補助率を適用しなければ目的を十分に達成できない場合や、目的を早期に実現するために必要である場合などに限ることとします。仮に2分の1を超える補助率を設定する場合には、その理由を十分に整理しておく必要があります。

ア 単価を積算根拠とする場合について

単価を積算根拠とする場合には、適正な単価水準を確保するため、社会情勢や市民ニーズを常に把握するとともに、他市の状況も調査・研究する中で、継続的にその妥当性を検証する必要があります。

イ 全額補助とする場合について

補助対象経費の全額又は大部分を補助金で賄うイベント等については、「補助金ありき」の事業であると考えられることから、市が事業を直接実施することが可能か、所期の目的を達成し役目を終えていないか(自立が可能か)などを検証し、補助金の廃止も含めてあり方を検討する必要があります。その上で、当該補助金を継続する場合は、自主財源の確保や事業規模の縮小等により、補助率が補助対象経費の2分の1以下となるように努め、補助事業者が補助金に依存し過ぎないよう留意する必要があります。

(4) 補助交付先の選定

公平性の観点から、補助交付先の選定は、原則として公募により実施する必要があります。仮に公募に馴染まないとの判断により非公募とする場合は、その理由を十分に整理しておく必要があります。

(5) 補助金の終期

補助金が公金により賄われていることを踏まえると、基本的に補助金は永続するものではなく、財政健全化の観点からも、常に終期を設定し、それを見据えて効果の定期的な検証・見直しを行っていく必要があります。

本市では、限られた財源の中、変化する市民ニーズを的確に捉え、より効果的に支援を行っていくため、全ての補助金に終期(又は見直し時期)の設定を行い、終期到来時に、制度の継続可否を含めた定期的な見直しを実施する「サンセット方式」を採用します。補助金の制度設計をする際には、市の総合計画や各種個別計画の期間を踏まえ、必ず終期を設定するようにしてください。

また、補助金の交付に当たっては、補助事業者目標となる成果指標を設定させるとともに、達成に向けた努力を促す必要があります。

5 補助金の検証・見直し

市が補助金を交付する理由は、補助事業者が行う特定の事業(活動)に公益性があり、かつ、当該事業(活動)が一定の政策上の効果を創出することを期待しているからにほかなりません。一方、補助金が公金により賄われている以上、定期的に検証を行い、それを踏まえた制度の見直しを行っていく必要があります。

(1) 実績報告

ア 実績報告

補助対象事業が完了した際には、実績報告書とともに実施内容や金額が明確に確認できる書類の提出を求め、事業が交付決定の内容に適合する形で実施されたかどうかを審査する必要があります。実績報告書の内容については、補助対象事業に係る収支報告だけでなく、補助対象事業の成果に係る報告も求める必要があります。また、施設設置補助金の証憑類の照合については、領収書等の書面による照合に加え、必要に応じて写真の添付による照合又は現地確認等を行ってください。

イ 決算書の確認・検証

決算書については、収入及び支出項目の内容は適正か、金額及び数量等、数値は合致しているか、補助対象経費以外の経費が計上されていないか等を確認・検証する必要があります。その結果、補助対象事業に係る決算において支出が収入を下回る場合は、適切な交付額となるよう、補助金の変更交付決定や精算を行ってください。

ウ 団体等の財務状況の確認・検証

毎年度特定の団体等に同一の補助金を交付しているものについては、団体等の財務状況を決

算関係書類などで確認し、補助金に依存する構造になっていないか、補助金額以上の繰越金等の余剰資金を有していないか、団体等が自立性を高めるための取組を行っているか等を確認する必要があります。補助金額以上の繰越金や内部留保資金などの余剰資金が恒常的に発生している場合は、補助金の必要性及び妥当性を検証した上で、補助金の「廃止」又は「減額」の余地を検討する必要があります。

(2) 検証・見直し

補助金が公金により賄われている以上、補助金創設時に設定した成果指標に基づき、定期的に検証を行う必要があります。その結果、当初想定していた成果水準に達していない場合には、補助金の見直しを検討し、今後、継続的に実施しても達する見込みがない場合には、補助金の廃止も含めた検討を行ってください。所期の目的を達成したと考えられる場合についても同様です。

また、終期を迎える補助金については、まずは期間中の効果検証を踏まえて廃止を検討した上で、仮に補助金を継続する場合でも、より効果的なものとするため、制度の見直しを検討することが必要です。

※ 成果指標は、予算の執行率や執行額といったアウトプットに関する指標ではなく、補助金により達成しようとしている政策目的の達成度を測定するアウトカムに関する指標を設定する必要があります。

分類	成果指標の考え方	成果指標例
団体運営費補助金	行政の代行・補完としての役割を果たし、期待される政策効果をあげているかを測定できる指標を設定	・当該団体の取組実績 ・当該取組によりあげた政策効果
施設運営費補助金	助成の対象となる施設について、公益上の必要性を測定できる指標を設定	・グラウンドゴルフ場利用者数 ・診療所受診者数
政策誘導補助金	総合計画などの各種計画に即した実行目標を設定	・Ｕターンによる移住者数 ・市外出身の保育士の数
イベント補助金	集客、地域活性化など、行事等の趣旨・目的を踏まえた指標を設定	・イベントにおける参加者数 ・市外からの来訪者数
施設設置補助金	地域の社会基盤の強化、地域の魅力向上など、その効果を測定できる指標を設定	・施設利用者の数 ・周辺地域の経済効果(消費活動など)
利子補給補助金	中小企業支援や地域経済の活性化など、その効果を測定できる指標を設定	・雇用創出の数 ・事業継続率
扶助的補助金	個人の負担軽減等により市全体に与える政策効果が測定できる指標を設定	・学費負担軽減による看護師の市内就職の数

(3) PDCA サイクル

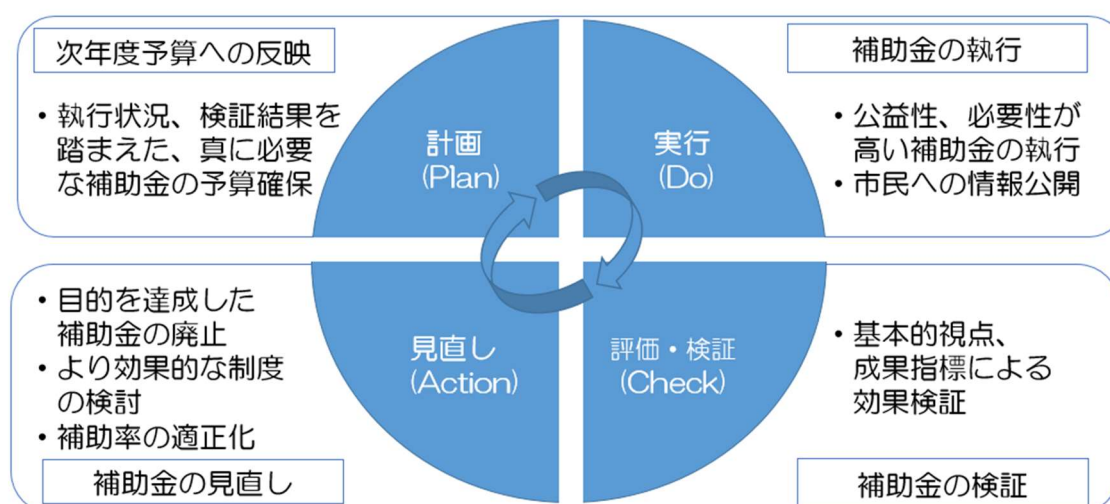
ア 補助金創設時の確認

補助金所管課において、補助金チェックシートを用いたセルフチェックを行い、本ガイドラインに示された事項に適合しているか確認を行ってください。仮に適合していない場合には、制度の見直しを検討する必要があります。その内容については、予算査定を通じて確認を行うこととします。

イ 毎年度・終期到来時の見直し

社会情勢や行政需要の変化に対応した補助金の見直しを継続的に行うため、毎年度・終期到来時のそれぞれで、補助金所管課において、補助金チェックシートを用いたセルフチェックを行い、(2)の考え方に従い、補助金の効果検証・見直しを行ってください。その内容については、事務事業評価や予算査定等を通じて確認を行うこととします。

補助金の見直しに係るPDCAサイクルイメージ



6 補助金の交付要綱

個々の補助金の目的や執行手続等を明確化するため、補助金交付要綱の策定は必須となります。要綱には、次に掲げる項目を必ず明記するようにしてください。

- ・補助の目的、趣旨
- ・補助対象となる事業内容
- ・補助対象経費
- ・補助率、補助金額
- ・補助金の交付手続等

補助金交付要綱の策定に当たっては、総務部総務課発出の「法の窓通信」を参照してください。